

取組みの効果や進み具合を確認するために

計画体系に沿って、区民の皆さんや社会への効果が表れるまでの時間も考慮して、評価指標を設定します。  
また、重点取組みの評価指標、関係する計画目標や取組みの評価指標との関連性を意識します(イメージは次の表のとおり▼)。

| 計画体系      | 評価指標の考え方        |
|-----------|-----------------|
| 基本理念      | 計画期間をまたぐ中長期的な指標 |
| 計画目標      |                 |
| 重点取組み（施策） | 本計画期間中に達成すべき指標  |
| 各取組み      | 年度ごとの取組みの直接的な成果 |

波及・連続性



高齢者の幸福度の平均値、主観的健康観、地域活動への参加状況等を指標として設定し、計画の達成状況を評価します。

認知症施策の総合的な推進

近年、MCI（軽度認知障害）の増加や若年性認知症への対応、初期段階に効果のある薬の登場、認知症基本法の施行など、認知症を取り巻く状況は大きく変化し、医療・介護、地域づくり、権利擁護、家族支援など課題は多岐にわたり、認知症施策の重要性が一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、認知症の人が地域で安心して暮らし続けられるよう、支援や環境整備を総合的に進める体制を明確にし、今後の方向性を示していきます。

取組み例

- 認知症への備えの推進  
認知機能チェックを活用した、もの忘れ相談会の実施 等
- 身近な場所での相談体制の充実  
もの忘れ相談窓口の周知、職員研修による総合的な相談支援体制の強化 等
- 認知症ケアに資するサービス提供体制の充実  
あんしんすこやかセンターと医療機関等の連携体制の構築 等
- 認知症及び認知症の人に対する理解の促進  
多世代に向けたアクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)の実施 等

介護保険制度の円滑な運営

①第1号被保険者(65歳以上)の保険料の設定

国の考え方を踏まえ、必要な介護サービス量を見込み、介護保険料を設定します。

②制度の円滑な運営に向けた取組み

介護保険制度は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体で支えあう制度です。

区では、介護保険制度の持続可能性を高めるために、制度の適正な運営に努めるとともに、介護サービスの安定的な供給に向けて、次の取組みを進めていきます。

- 給付適正化の推進、制度趣旨の普及
- 低所得者への配慮
- サービスの質の向上と安定的な供給

第10期高齢・介護計画

両計画は、相互に連携しながら「認知症になってからも希望を持って暮らせるまち」の実現を目指します。

第3期世田谷区  
認知症とともに生きる希望計画

認知症になってからも、自分らしく活躍する方が増えています。



①宛名用紙を切り取る

②封筒に貼る

③郵便ポストに入れる

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

●この宛名用紙を切り取り、封筒（長辺14～23.5cm、短辺9～12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内）の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。

●本計画（素案）に関するご意見等の提出にのみご使用ください。

●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。

②第3期 世田谷区認知症とともに  
生きる希望計画(素案)

認知症の本人を中心に、家族・パートナー・地域の方々の声を丁寧に集め、その声をもとに区の認知症施策を総合的に推進するための基本的施策や計画目標等を定める3年間の計画です。

計画期間は、①の計画と同じく令和9年度(2027年度)～11年度(2029年度)です。

基本理念

世田谷区認知症とともに生きる希望条例に掲げる「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」の実現

施策展開の考え方

条例の基本理念を踏まえ、第1期と第2期計画の内容を引き継ぎながら、認知症施策をさらに深め、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる地域の実現を目指します。